

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

製造事業者・輸入事業者は、その製造等に係る製品の重大製品事故を知った場合、消費者庁へ10日以内(知った日を含め)に迅速かつ的確に報告してください。(消費生活用製品安全法第35条)

- 重大製品事故とは、消費生活用製品(一般消費者の生活の用に供される製品。例 テレビ、こたつ、机、給湯器など。法令において対象外とされた物品を除く。)の使用に伴い生じた事故であって、以下の要件に該当するもの。
- 重大製品事故に該当するかどうか分からない場合など、消費者庁に迅速にご相談ください。



報告先; 消費者庁消費者安全課

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

電話番号; 03-3507-9204 FAX; 03-3507-9290

ホームページ;

http://www.meti.go.jp/product_safety/form/index.html

<要件1 被害の程度>

- ・死亡事故
- ・一酸化炭素中毒事故(軽傷を含む)
- ・30日間以上の治療(投薬期間を含む)を要した事故
- ・火災(消防が火災と認定したもので、発煙・発火程度でも火災として扱われる。)
- ・後遺障害事故

<要件2>

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあるもの

<要件3>

- 事故の原因にかかわらず対象。原因が不明であっても対象。ただし、「製品欠陥でないことが明らかな事故」は対象外



重大製品事故に該当しない製品事故の報告

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、非重大の製品事故を知った場合、NITE((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

報告先; NITE(本部)

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-67大坂合同庁舎2号館別館

電話番号; 06-6942-1114 FAX; 06-6946-7280

ホームページ; <http://www.nite.go.jp/jiko/index10.html>

製品事故情報の公表促進について

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するように努めてください。(消費生活用製品安全法第34条)

- 「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(以下のホームページ)が参考になります。

<http://www.meti.go.jp/press/20070302003/20070302003.html>

